

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

鈴木市長 **末松則子**

鈴木市条例第6号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年鈴木市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(給料) 第2条 市長等の給料の額は、次に掲げる額とする。 (1) 市長 月額 <u>1,090,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>840,000円</u> (期末手当) 第3条 市長等には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の230</u> (2) 12月 <u>100分の230</u> 2 略	(給料) 第2条 市長等の給料の額は、次に掲げる額とする。 (1) 市長 月額 <u>1,058,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>816,000円</u> (期末手当) 第3条 市長等には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の202.5</u> (2) 12月 <u>100分の217.5</u> 2 略

(鈴木市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 鈴木市教育長の給与等に関する条例(昭和41年鈴木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第 2 条 教育長の給料の額は、月額<u>652,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 教育長には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第 2 条 教育長の給料の額は、月額<u>633,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 教育長には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p> <p>2 略</p>

(常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成 19 年鈴鹿市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第 2 条 常勤の監査委員の給料の額は、月額<u>525,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末</p>	<p>(給料)</p> <p>第 2 条 常勤の監査委員の給料の額は、月額<u>510,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 3 条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末</p>

<p>手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>	<p>手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p> <p>2 略</p>
--	--

(鈴鹿市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（平成2年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料の額は、月額<u>629,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 管理者には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により、市長が定め支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 管理者の給料の額は、月額<u>611,000</u>円とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 管理者には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により、市長が定め支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の217.5</u></p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬の額は、次のとおりとし、毎月15日に支給する。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>631,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>555,000円</u></p> <p>(3) 前2号以外の議員 月額 <u>500,000円</u></p> <p>(期末手当)</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議長等の議員報酬の額は、次のとおりとし、毎月15日に支給する。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>613,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>539,000円</u></p> <p>(3) 前2号以外の議員 月額 <u>485,000円</u></p> <p>(期末手当)</p>
<p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の200</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の200</u></p> <p>3 略</p>	<p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の187.5</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。